

日本法育学会

第6回全国研究大会 「監視社会における主体性」

2023年9月30日(土) 13:20~16:30

会場: 日本大学本部大講堂 東京都千代田区九段南 4-8-24
(最寄駅: JR・地下鉄市ヶ谷駅)

協力金: 1,000円 学生無料

— プログラム —

13:20-13:30 開会挨拶 日本法育学会理事長 平野 節子

13:30-14:30 **基調講演**

「危機管理学と監視社会」 日本大学危機管理学部長 福田 充



福田 充 先生

14:40-16:20 **研究発表**

「警察の情報収集活動 — ドイツ警察を素材として」 京都女子大学名誉教授 福井 厚

「サイバー犯罪の境界線」 千葉大学大学院社会科学研究院准教授 西貝 吉晃

「監視社会と『道徳化する社会』 — 最小社会と最大社会の捻じれ」
東京大学大学院教授 北田 暁大

16:20-16:30 閉会挨拶 理事 船山 泰範

日本法育学会事務局 〒270-1196 千葉県我孫子市久寺家451 中央学院大学法学部 大久保輝研究室内

<http://www.nihon-houiku.jp>

info@nihon-houiku.jp

【発表要旨】

「危機管理学と監視社会」 福田 充

危機管理学において重要な課題は、危機管理においてトレードオフの関係にあるといわれる「安全・安心」の価値と「自由・人権」の価値の間でバランスをとることである。テロ対策やサイバーなど危機管理を徹底することは、監視カメラの設置や通信傍受、ネット監視などの実施により監視社会の強化につながる。監視社会に歯止めをかけて、プライバシーなどの自由・人権を守りながら、どのように危機管理を実践すべきか、危機管理学のリベラルアプローチを提言する。

「警察の情報収集活動—ドイツ警察を素材として」 福井 厚

本報告は、「監視社会における主体性」というテーマに、ドイツ警察の情報収集活動を手掛かりにアプローチするものである。

ドイツ基本法によれば、警察事務は原則として州（Land）の管轄事項とされている（ドイツ基本法 30 条。例外は、国境警備などである）。したがって基本法 30 条を承けて、各州は固有の警察法（これは日本の警察官職務執行法に該当する。）を制定している（故にドイツでは 16 の警察法があることになる）。本報告では、ノルトライン・ヴェストファーレン州警察法を手掛かりに、ドイツ警察の情報収集活動を紹介する。日本法との比較という観点からは、ドイツ警察法が「情報自己決定に対する権利」を承認した 1983 年 12 月 15 日の連邦憲法裁判所の国勢調査判決を承けて、警察の情報収集活動を法律に基づいて厳格に規律しようとしていることが参照に値する。

「サイバー犯罪の境界線」 西貝 吉晃

インターネットが万人の利用する、なくてはならないインフラになって相当程度の期間が経った。インターネットは人々の生活様式を一変させるほどの利便性をもたらしたが、同時にサイバー犯罪という新たな社会問題も産んでいる。これに対して、防御技術の開発を行うということに加え、サイバー犯罪を取り締まる、というのも重要な対策であり、国際的にも議論が進んでいる。もっとも、適正に犯罪者を取り締り、処罰していくためには、予め刑法の規定に処罰に値する行為を書いておかなければならない。刑事罰は厳しい制裁だから、国民に萎縮効果を与えないように、処罰される行為と処罰されない行為とを明確に認識できるように条文を作る必要がある。一方で、新しい態様でのサイバー犯罪が日々産まれているとも言われており、容易に陳腐化しないような立法論が求められる。こうした背景を意識しながら、サイバー犯罪に適切な境界線を引くための方策について考える。

「監視社会と『道徳化する社会』—最小社会と最大社会の捻じれ」 北田 暁大

監視社会は、人々の生活世界やパーソナリティを再配置可能なデータに還元し、監視行為・監視体制の効率化を図りつつ、そのデータにより設計されたアーキテクチャを通して人々の自主的な自己・相互監視を可能にする—こうした観点から、しばしば監視社会は新自由主義と結びつき自己責任の王国を作る、などといわれる。しかし、その一方で、監視社会とリスク社会の論理は、配分の論理を単純化しつつ、「道徳」「倫理」を資源として最大限活用する。つまり「道徳」や「義憤」と監視社会は実は相性が良い。本講演では、自らに批判の矢を向ける道徳をも自らの資源とする監視社会の構造のなかで「批判」はいかにして可能か、について考える。